

## 日本学生支援機構奨学金返還期限猶予について

日本学生支援機構奨学金には、約束通りの返還が困難になった場合、返還期限猶予（猶予期間中は無利息）制度を利用することができます。届出は1年ごとで、最大で通算5年間行うことができます。なお、この手続は修了後に行うものです（在学中にはできません）。

法務研究科の場合、新司法試験受験準備のため、修了後、無職（無収入）になる方が多いと思います。この制度を利用するには、以下の書類を日本学生支援機構に提出することが必要です。

※不備があった場合には、返送されてきます。不備によって猶予開始が遅れる場合があります。

### **修了1年目**（新司法試験受験準備かつ無職（無収入）の場合

※届出の事由：6. その他（新卒）

奨学金返還期限猶予願（機構 HP からダウンロード可能）＋以下の3点の書類のいずれか

- ①保険証（国民健康保険証は不可）の被扶養者欄のコピー 又は
- ②アルバイトをしている場合、給与明細3か月分のコピー 又は
- ③指導教員署名捺印の求職活動中又は無職であることの証明

（様式は法務研究科事務所にて配付いたします：印鑑（シャチハタ不可）必要）

※即日お渡しできない場合があります。

### **修了2年目以降**（給与所得者年間300万以下、給与所得以外年間200万以下が目安）

※届出の事由：5. 経済困難

奨学金返還期限猶予願（機構 HP からダウンロード可能）＋当該年度の※所得証明書または非課税証明書の原本

※ 所得証明書・非課税証明書は、市区町村役場で発行（税務署ではありません）。当該年度の証明書は、6月頃発行の予定（役所・役場によってことなりますのでご注意ください）です。当該年度の証明書が発行されてから、日本学生支援機構に提出してください。

返済は貸与終了翌月から数えて7か月後の27日から開始されます（10月27日）。この手続には約2～3か月要します。最初の返還から猶予を受けるには8月ごろまでに、大学ではなく直接日本学生支援機構へ提出する必要があります（申請は随時受付しております）。

※その場合の猶予期間は、返済開始月である10月から翌年9月までの1年間

※詳細等については、各自機構 HP や返還のてびき等を確認し、手続を行ってください。

問い合わせ先：日本学生支援機構：TEL0570-03-7240（ナビダイヤル・全国共通）

早稲田大学 学生部奨学課：TEL03-3203-9701

（次ページ以降、奨学課 HP 掲載の「奨学金返還期限猶予願」等）